

障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の中間見直しについて

1 現行計画

(1) 構成

3つの計画を一体的に策定

計画名	概要	根拠法
障害者計画	理念・施策の方向性	障害者基本法第11条
障害福祉計画	障害者向け施策の実施計画	障害者総合支援法88条・89条
障害児福祉計画	障害児向け施策の実施計画	児童福祉法第33条の20

(2) 特徴

ア 計画期間（令和6年度から令和11年度まで）

地域の実情によって柔軟な期間設定ができるとする国の基本方針を踏まえ、3年→6年へ変更。長期的スパンで障害福祉施策に取り組み、効果的な事業構築を行う。

また、上位計画である地域福祉計画と期間を合わせ、整合性を図っている。

イ 中間見直し

障害福祉計画、障害児福祉計画について、国の基本方針や社会情勢の変化、地域の実情等を鑑み中間見直しを実施し、障害者計画についても、必要に応じて見直す。

ウ モニタリング（計画の達成状況の点検と評価）

八王子市障害者地域自立支援協議会に報告し、意見等を聴取。

(3) 内容

ア 基本目標

全ての障害者が、必要な支援を受け、社会参加し、地域で、安定し、充実した自立生活ができるまちづくり

イ 基本方針

- ・安心して暮らせる地域づくり
- ・ともに学び、働き、社会参加できる地域社会に
- ・ともに支えあえる地域社会の実現を

ウ 基本方針を支える柱（目指す姿）

障害者計画において、5つの柱と全70の施策項目を設定

柱1：一人ひとりに応じた適切な支援

柱2：地域サービスの充実・地域生活への移行支援

柱3：地域で支えあい、活躍できる環境整備

柱4：インクルーシブ社会の推進

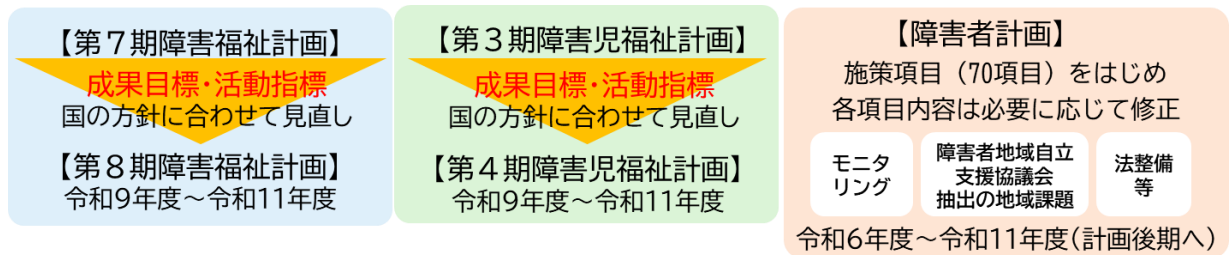
柱5：質の高い生活環境の提供

エ 成果目標と活動指標

第7障害福祉計画・第3障害児計画において、数値目標とサービス見込量を設定

2 中間見直しの基本的な考え方

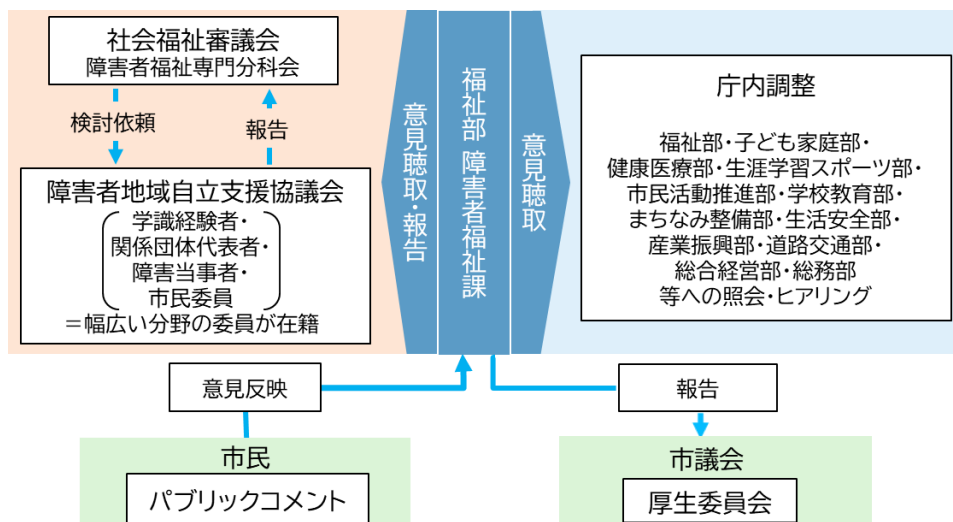
(1) 見直しの方向性



※モニタリング結果や協議会抽出の地域課題と国の基本方針が概ね合致しており、既存計画の方向性とも相違が無いことから、基本目標・基本方針・5つの柱については、現行どおりとする。

※中核市権限を活用した事業者指定のあり方の見直し等の手法により、支援の「質の向上」を核とした内容とする。

(2) 検討体制



(3) スケジュール

実施時期	令和8年度(2026年度)											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
社会福祉審議会 〔障害者福祉〕 専門分科会	● 検討依頼							● 報告			● (答申)	
障害者地域 自立支援 協議会	● 全体会					●		● (臨時)	●			●
	運営 会議	→ 定例会議及び臨時会議										
パブリックコメント									● → ●			

意思決定
策定・公表